

令和6年度 しゅうがくえんじょ 就学援助のお知らせ（給食費拡充分含む）

令和5年度に就学援助を受けていた方でも、引き続き援助をご希望の方は毎年申請が必要です！



豊見城市教育委員会では、生活に困っているご家庭であっても、小・中学校（公立学校のみ）のお子さんが安心して学校生活を送ることができるよう、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

1. 受付期間

提出期限	令和6年4月1日（月）～令和6年4月末まで（4月認定）
受付場所、申請書の配布場所	学校の事務室 または 豊見城市教育委員会学校教育課（市役所4階）

※申請は随時受付けておりますが、5月1日以降に提出した場合は、提出日の翌月判定となります。

2. 給食費のみの援助について

令和6年度についても審査基準を緩和した給食費のみの支援（給食費拡充分）を予定しております。

3. 援助の対象者

豊見城市に住所を有し、公立の小・中学校へ通学している児童生徒の保護者、または区域外就学で豊見城市内の小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方



【目安】令和6年度の認定目安額。同居している世帯（同居者）全員の総収入額が対象です。

世帯	家族構成	総収入額 (従来)	総収入額 (給食費のみ)
2人	親1人、小学生1人の場合	226万円未満	260万円未満
3人	親1人、中学生1人・小学生1人の場合	317万円未満	365万円未満
4人	両親、中学生1人・小学生1人の場合	337万円未満	388万円未満
5人	両親、中学生1人・小学生1人・4歳の場合	394万円未満	454万円未満

※上記の表は、おおよその目安額であり、世帯により金額が異なります。

*特別な事情がある方は、審査に影響しますので申請書や調査書にご記入ください。

世帯全員（同居者）の範囲にご注意ください

世帯全員とは、血縁であるにかかわらず、同居している方全員のことをいいます。また、単身赴任等で別居している場合にも、同一世帯とみなし、その方の収入も審査の対象となります。

ただし、「同居しているが生計が別」等の場合は、水道光熱費（電気・水道・ガス代）の領収書（各世帯それぞれ分）の写しがあれば、別世帯としての取扱いができますので、添付してください。

4. 申請に必要な書類

- ① 令和6年度 就学援助申請書
 - ② 準要保護児童生徒に関する調査書
 - ③ 令和6年度 所得証明書 (6/1以降発行)
 - ④ 住民票謄本
 - ⑤ 児童扶養手当証書 (1人親世帯)
 - ⑥ その他の証明書類 (障害者手帳の写しなど)
- } 両面1枚

※③と④については、教育委員会が申請者の住民・税情報を確認することに同意する方は提出不要です。
ただし、令和6年1月1日に他市町村に在住していた方は確認がとれないので③の提出が必要です。

※書類が揃っていない場合は、審査ができず、否認定となることがありますのでご注意ください。

また、審査資料として必要と認めるときは、追加の書類または資料の提出を求める場合がありますので、その際にご対応をお願いします。

5. 援助の内容

学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費 など

※ 生活保護世帯は、修学旅行費のみを援助します。

※ 学校納付金、PTA会費、部活動費等は援助対象外です。

※ 認定月により支給額が異なります。詳細は認定時に通知いたします。

6. 申請から決定までの流れ



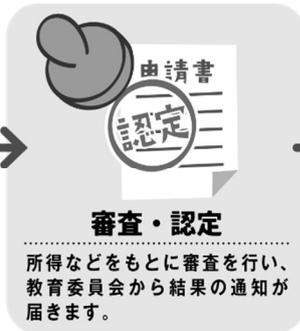
お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



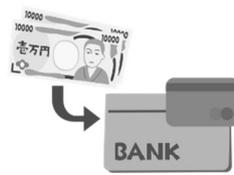
申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

注意事項

※収入の有無に関わらず必ず税の申告をしてください。

就学援助は収入を審査基準の一つとしています。収入は当該年度の所得証明にて確認しておりますので、**収入の有無に関わらず18才以上の方は必ず確定申告または住民税申告をしてください。扶養に入られている方も申告が必要です。**

4月現在、申告をしていない方は6月1日より申告が可能となりますので、6月中に必ず申告してください。世帯員(同居者)に1人でも申告されていない方がいると、審査ができないため否認定となるおそれがあります。

※結果の通知は8月初旬を予定しております。その間に支払われた給食費は後日払い戻しとなります。

7. その他

申請後や認定後に次のような世帯の状況に変更があった場合は審査に影響が出ますので、必ず申し出てください。

- ・転居した場合
- ・世帯人数(同居人数)、氏名、保護者に変更があった場合

*住民票上の異動があった場合は、認定後でも現状確認の上、再審査を行うことがあります。

8. お問い合わせ先

豊見城市教育委員会 学校教育課

住 所：豊見城市宜保一丁目1番地1(4階)

電話番号：098-850-0035